

94号事件

第1 審査会の結論

本件請求を却下する。

第2 審査請求人の審査請求の理由

審査請求人は、平成28年11月4日付けの公文書開示請求書により開示を請求した文書について、決定期間満了日である平成28年11月18日までに公開日が通知されなかったとして審査請求をなした。

第3 実施機関の説明の要旨

審査請求人が開示を求めた文書については、個人情報に該当する部分があったため、部分開示決定をした。その上で、平成28年11月17日に公開日の調整をするために審査請求人方に電話したが、審査請求人が不在であったため、妻に翌日午前9時までに審査請求人に電話をする旨伝えたいと、同年11月18日午前8時40分、午前9時10分に審査請求人方に電話したが不在であった。そのため、同日午前10時10分に、公文書部分開示決定通知書を封筒に入れ、宛先名は記入せず、差出人は桑名駅周辺整備事務所と記載の上、審査請求人方のポストに投函した。

以上のとおり、実施機関は、開示期間満了日までに開示するかどうかの決定はなしとしている。また、平成28年11月18日に公文書部分開示決定通知書の入った封筒を審査請求人のポストに投函しているので、決定内容の通知も了している。よって、本件審査請求には理由がない。

なお、審査請求人は、平成28年11月21日に、公文書部分開示決定書の入った封筒を持参して来庁しており、公文書部分開示決定がなされていたこと、その決定書の交付を受けたことは認識している。その後、実施機関は審査請求人方を訪問するなどして、決定通知書の写しを渡そうとしたが拒否され、特定記録による郵送をなすなどの経緯を経たが、平成28年12月2日に、平成28年11月4日付けで開示を要求した文書の開示は実施されている。

第4 審査会の判断

- 1 実施機関は、文書の開示請求があった場合、情報公開条例第11条により、当該請求のあった日から起算して15日以内に、当該請求に対する公文書を開示するかどうかの決定を行わなければならない。この決定は、同条3項及び第15条2項により、開示実施日時及び場所とともに速やかに請求者に通知されなければならないが、決定と異なり当該請求があった日から15日以内に行わなければならないものではない。よって、平成28年11月18日までに公開日が通知されなかったという審査請求の理

由は、それ自体として失当である。

- 2 本件においては、部分開示決定は当該請求のあった日から起算して15日以内になされており、またその通知も、平成28年11月18日に審査請求人のポストに投函されており、審査請求人は、これを受領している。審査請求人は、部分開示決定の入った封筒を開封していないことをもって、通知は為されていない旨主張するが、平成28年11月21日に、審査請求人はこの封筒を持参して来庁しており、社会通念上、封筒の受領をもって、通知はなされていると見るべきである。
- 3 情報公開日の通知については、実施機関側が審査請求人と調整しようとして、審査請求人が応じなかった事実が認められ、実施機関側が条例第15条2項に違反したという事実は認められない。

よって、本件審査請求には理由がない。

第5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年12月20日	・審査請求諮問書受理
12月21日	・実施機関に対し公文書部分開示決定理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
12月27日	・実施機関から公文書開示決定理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
12月28日	・審査請求人に対し意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
平成29年 1月10日	・審査請求人から意見書及び意見陳述の希望を受理
1月24日	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
2月1日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	田 口 勤	弁 護 士
委 員	富 田 仁	大学教授
委 員	板 垣 謙 太 郎	弁 護 士